

健康福祉課からの

お知らせ

山都町役場 健康福祉課 電話：72-1173
72-1229
清和総合支所 健康福祉課 電話：82-2111
蘇陽総合支所 健康福祉課 電話：83-1111

ご相談、
お問い合わせは

障がい者福祉制度

●特別児童扶養手当

- ・受給対象者
20歳未満で、精神または身体に中度以上の障がいのある児童を養育している父か母、もしくは父母に代わって養育している方。
- ・手当月額
1級 50,750円 2級 33,800円

●特別障害者手当

- ・受給対象者
20歳以上で、精神または身体に著しく重い障がいがあるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅で生活している重度障がい者
- ・支給条件
次のいずれかに該当する場合、支給されません。
①身体障がい者療護施設や養護老人ホームなどに入所している。
②病院または診療所などに継続して3ヶ月以上入っている。
- ・手当月額 26,440円

※認定請求をした月の翌月から支給開始。受給資格者またはその扶養義務者などの前年の所得に応じて、所得の制限があります。

●障害児福祉手当

- ・受給対象者
20歳未満で、精神または身体に著しく重い障がいがあるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅で生活している重度障がい者
 - ・手当月額 14,380円
- ※認定請求をした月の翌月から支給開始。受給資格者またはその扶養義務者などの前年の所得に応じて、所得の制限があります。

●福祉用具の交付・給付・貸与

- ・補装具
身体障害者手帳を所持する方を対象に給付（修理）します。
[補装具名]
車いす・電動車いす・歩行器・補聴器・義手・義足など
- ・日常生活用具
身体障害者手帳または療育手帳を所持する方に給付（貸与）します。
ただし、障がい種別や等級により、給付が限られています。
[用具名]
特殊寝台・特殊便器・盲人用時計・歩行支援用具・入浴補助用具・火災警報器など

●上益城圏域障がい者相談支援事業

- 上益城圏域にお住まいの障がい者の方やそのご家族等を対象に、相談支援専門員が相談に応じ必要な支援を行います。
- ・相談先
[知的障がい・身体障がい]
障害者地域生活支援センター「かけはし」
本田相談員
甲佐町津志田2472 あゆの里学園内
096-234-4311
[精神障がい]
指定相談支援事業所「アントニオ」
恵濃相談員
益城町惣領1530
096-286-3769

●各種割引等制度

*こちらに記載している割引等については事前に申請が必要です。また、手帳の等級によつては対象外となる場合があります。

- ・心身障害者扶養共済制度
心身障がい者（者）を扶養する保護者等が加入者となり、毎月一定の掛け金を納め、加入者が死亡又は重度障がいの状態となった場合に、心身障がい者（者）に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。
- ・有料道路通行料割引
料金を支払う際に、町役場で割引有効期限の押印を受けた身体障害者手帳又は療育手帳を呈示し、確認を受け、所定の料金（通常料金の約50%）を支払います。
- ・NHK放送受信料免除
[全額免除]
身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を有する世帯で、世帯員全員が町民税非課税の世帯
- ・半額免除
世帯主が視覚障がい者、聴覚障がい者又は重度の身体障がい者である世帯
世帯主が重度の知的障がい者又は重度の精神障がい者である世帯
熊本市ハートフルパス制度
公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている障がい者用駐車場の適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「利用証（ハートフルパス）」を交付します。

国保からのお知らせ

国民健康保険（国保）とは、病气やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかることができるように、加入者のみなさんの保険税と国・県の交付金を基に山都町が運営しています。
社会の高齢化や医療技術の進歩、生活習慣病などの慢性疾患の増加など、さまざまな理由で医療費は年々増加しています。このまま増え続けると、安定した保険医療の確保ができなくなります。安心して充実した医療を受けるためにも、医療費の節約に取組む必要があります。保険税はきちんと納め、医療のかかり方や薬のもらい方を見直し、適正な受診を心がけましょう。

国保に加入する人

- お店などを経営している自営業や農業、漁業などを営んでいる人
 - 退職して職場の健康保険などをやめた人や職場の健康保険などに加入していない人
 - 外国人登録をしていて、一年以上日本に滞在するものと認められた外国人
- 国保では、世帯ごと加入し、世帯主がまとめて届出や保険税の納付を行います。世帯の一人ひとりが被保険者です。

国保に加入するとき、やめるときは、14日以内に国保担当窓口へ届出が必要です。

- ほかの市町村から転入、転出するとき（職場の健康保険に加入していない場合）
- 職場の健康保険に加入したときややめたとき
- 子どもが生まれたときや被保険者が死亡したとき
- 生活保護を受けなくなったときや受け始めたとき
- 後期高齢者医療制度の対象となったとき（75歳になって対象となること届出は不要です。）
- ※交通事故などの第三者行為で負傷し治療を受けたときは、直ちに届け出てください。

保険給付について

- 医療費が高額になったとき……自己負担限度額を超えた分（高額療養費）
- 入院するとき……「限度額適用認定証」の交付により窓口での支払が限度額までとなります。（所得区分により限度額が決まります。）
- 治療用装具を作ったり購入したときや柔道整復師の施術等を受けたとき……（療養費の一部負担割合に応じて払い戻しがあります。）
- 出産したとき……（出産育児一時金・42万円）
- 被保険者が亡くなったとき……（葬祭費・2万円）

医療機関・薬局の受診等にあたっての留意点

現在、休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しており、そのことが病院勤務医の負担が過重となる原因のひとつにもなっています。また、休日・夜間は医療機関に支払われる医療費も高く設定されており、窓口負担も高くなります。必要な人が安心して医療が受けられるようにするとともに、最終的に保険料や窓口負担として被保険者の皆様に御負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診等する際には、以下のことに留意しましょう。

- ・休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないのが、もう一度考えてみましょう。
- ・夜間・休日にお子さんの急な病気で心配になったら、まず、小児救急電話相談（#8000）の利用を考えましょう。小児科の医師や看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。
*熊本県小児救急電話相談が利用できる時間は毎日・夜間午後7時～午前0時までです。
*電話096-364-9999でも受け付けています。
- ・かかりつけの医師を持ち、気になることがあったらまずはかかりつけの医師に相談しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不都合などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。
- ・薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。（薬のもらいすぎに注意しましょう。）
- ・薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。
- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品よりも安く済みます。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示することなどにより、後発医薬品の利用について相談のつてもらうことができます。